平成29年10月24日 公表
（令和6年6月20日最終更新）

要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震診断結果総括表（旭川市が所管する区域内の建築物）

震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
いずれの区分に該当する場合であっても，違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは，震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生じるおそれは少なく，倒壊するおそれはない。

用途	公表建築物数				公表建築物のうち耐震改修工事中
	計	構造耐力上主要な部分の地震（震度6強から7程度）に対する安全性（注）			
		Ⅰ 倒壊・崩壊の危険性が高い	Ⅱ 倒壊・崩壊の危険性がある	Ⅲ 倒壊・崩壊の危険性が低い	
ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物					
① 体育館（一般公共の用に供されるもの）	1		1		
② 病院，診療所	1	1			
③ 集会場，公会堂	1	1			
④ 百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗	5	3		2	
⑤ ホテル，旅館	1	1			
⑥ 飲食店，キャバレー，料理店，ナイトクラブ，ダンスホールその他これらに類するもの	1	1			
⑦ 理髪店，質屋，貸衣装屋，銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	1			1	
⑧ 保健所，税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	4	2		2	
イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物					
⑨ 小学校，中学校，義務教育学校，中等教育学校の前期課程，特別支援学校	16	1	2	13	2
⑩ 老人ホーム，老人短期入所施設，福祉ホームその他これらに類するもの					
合計	31	10	3	18	2

（注） 1の建築物に構造上独立した部分が複数ある場合などは，安全性の評価が最も低い部分により分類している。建築物毎の詳細は，別に示す。